



令和元年 10 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

弥生株式会社 代表取締役 岡本様 事務所来訪！

先日、弊社の勝川本店に、あの日本で断トツのシェアを誇る！弥生会計など弥生シリーズで有名な！弥生株式会社岡本社長がご挨拶にいらっしゃいました！地方都市の税理士事務所にまでご挨拶に来て下さるなんて、素晴らしい社長ですね。

弊社は最近、領収書のスマート取り込みと色々な色々と挑戦しています、弥生株式会社としても、どんどん新しいことに挑戦している税理士事務所と歩調を合わせて頑張っていきたいとのことでした。そして、その時に頂いたのが、こちら →→→
こういう集めるの大好きです（笑）



そして話の内容は、会計の話が主なので大半は割愛しますが、消費税の数年後の会計システムの将来像、つまりインボイスの世の中について話を聞きました。

私が、少し前に在宅経理システムの研修会に参加したとき、現状のスキャナで領収書を読み取るシステムの正解率は、70%程度。これが、90%以上にならないと実質生産性も上がらないであろう。また現状の領収書は、千差万別で、手書きも多数あるので、なかなか読み取りの精度を上げるのが難しいという話を聞きました。

では、手書きの精度を上げるのが無理ならば、どうするのか。

やはりインターネットバンキング、キャッシュレスシステムを中心とした電子取引に移行し、そこから仕訳を自動生成。消費税も自動集計を基本とした世の中になるんだと確信しました。さらに、多分、現金の手書き領収書は、税法適格（経費に出来る）の領収書から外れるであろうこと。その場合に、夜の飲み屋とかで適当に申告もしくは無申告の事業は、もう顧客から選ばれないこと。さらに意外と申告する数は増えて、税収も上がり、税理士としては、良い環境にあるだろうことも、なんとなく想像できました。（んープラス思考。（笑））

10 月の税務



- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）

納付期限…10月中において各自治体の条例で定める日

- ・8月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）

申告期限…10月31日(木)

- ・2月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）

申告期限…10月31日(木)

本店 便り

文責：定

決算月変更キャンペーン

決算月が 12~3 月の法人のお客様に限り、決算月を 6 月または 7 月に変更して頂ける方を募集しております。この機会に変更して頂ければ、決算月変更の報酬は頂きません。締切は 11 月 15 日(金)までとなっております。対象のお客様にはチラシも同封しておりますのでご確認ください。



インター店 便り

文責：大脇

フレイフレイみんな！！フレイフレイわたし！

黄金色の稲穂のそよぐ実りの秋になりましたね。いかがお過ごしでしょうか？先日、友人のお子さん「西ヶ迫 春人（にしがさこ しゅんと）」くんが、第 11 回極真杯空手道選手権大会で優勝しました！

小さい頃から知っていますが、あのあどけなさはどこへやら？凛々しい顔つきにたくましい体つき…子どもの成長の早さに驚くばかり。近所のおばちゃんの気分ですね(笑)ちなみに私の好みはナチュラル系さわやか♡ですが、って聞いてない？

類まれな才能だけではなく、毎日の鍛錬に、週末は日本各地で行われる大会へ遠征…優勝の裏には、そんな本人の努力と家族の支えがあったからこそと思います。おめでとう春人くん！おめでとう西ヶ迫さん！がんばっている姿を見るのって元気がもらえますよね!(^^)! 私もこれから、がんばるみなさまの一番の応援団長として邁進していきます。



【西ヶ迫春人くんと、春日井出身の空手出身格闘家・山口怜臣さん】



さて、応援といえば、法人にもふるさと納税をはじめとする寄付金控除があるのはご存知でしょうか？

寄付金の種類と経費(損金算入)の計算方法

- ①国や地方公共団体に対する寄付金…全額が損金算入です。また、赤い羽根共同募金等指定寄付金も全額損金算入です。
- ②特定寄付金…認定NPO法人等への寄付金が該当します。通常の寄付金よりも公益性が高いものと認められるため、通常とは別に定められた制限枠の範囲内で損金に算入されます。限度額を超えた部分の金額は「一般の寄付金」に含めます。
- ③一般寄付金…①や②に該当しない一般の寄付金については、以下の限度額に達するまでの金額が損金に算入されます。

$$\left[\text{資本金等の額} \times \left(\frac{\text{当期の月数}}{12} \right) \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4}$$

企業版ふるさと納税も平成 28 年度税制改正によって創設されました。企業版ふるさと納税を活用することで、さらに 30%の税負担軽減が図られます。地方公共団体への寄付に該当するため、全額損金算入も認められますので、企業側の負担は 40%まで軽減することとなります。個人版とことなりお礼品はもらえませんが、「社会貢献活動に企業が取り組んでいる」と地方公共団体へアピールできることはもとより、応援したい気持ちが一番です。制度等詳細は担当まで…

経営
情報

2019 年 10 月から「地方税共通納税システム」がスタート

～地方税の納付がぐっと便利に！～

文責：村上

ご存じですか？2019 年 10 月から「地方税共通納税システム」が始まります。

これは e L T A X を利用して、全ての都道府県、市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができる仕組みです。

現在、納税手続きは、紙の納付書を金融機関等の窓口へ持っていき行うことが多いと思います。これまでも一部の地方公共団体では個別に電子納税することができましたが、今年 10 月から始まるこの共通納税システムでは、一度の手続きで一括して複数すべての地方公共団体への電子納税が可能となります。

◆対象税目

法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人市町村民税、事業所税、個人住民税（特別徴収分・退職所得分）



◆電子納税の種類

1. 情報リンク方式

地方税共通納税システムからインターネットバンキングまで、税額の納付に関する情報を引継ぎ、一連の操作で納付が可能な方式。

2. ダイレクト方式

事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納付する方式。

納付の操作にインターネットバンキングへのログインや暗証番号を必要としない。

3. オンライン方式

金融機関の A T M やインターネットバンキングに、直接ページのキー情報を入力して納付する方式。

これにより、納税先ごとの納付書作成や、従業員の住民税を金融機関に毎月納付に行くといった事務負担から解放されます。残念ながら固定資産税、自動車税についてはまだ取り扱いがありませんが、時間や労力の負担軽減等も含め一度検討してみたいかがでしょうか。詳しくは下記 URL を参照ください。

[地方税 eLTAX 紹介「地方税共通納税システムの特設ページ開設について」]

<https://www.eltax.jp/www/contents/1553671583266/index.html>

臨時休業日のお知らせ



弊社社内行事のため、下記の日程で臨時休業させていただきます。

臨時休業日：令和元年 10 月 15 日（火）

※日曜・祝日を含む、10 月 13 日（日）～15 日（火）の 3 日間が休業日となります。

緊急の場合は三上(090-1830-5990)までご連絡をお願いいたします。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

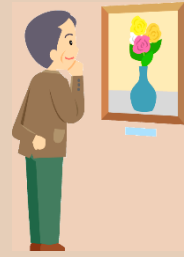


行楽 日記

文責：青山(稜)

春日井市民美術展覧会

8月下旬に春日井市民美術展覧会に行ってきました。
春日井市民美術展覧会は、市民文化の向上を目的として開催されている展覧会で、日本画・洋画・書・彫塑(ちょうそ)工芸・写真の5部門。今年は8月17日～8月25日の日程で春日井市役所と文化フォーラム春日井にて開催されていました。今年でなんと68回目だそうです。



芸術はほとんど知らないので素人目線なのですが、佐藤早和子さんという方の「こもればの小道」が印象に残っています。

うらかな午後の木々が生い茂る小道での瞬間を描いたと思われる洋画なのですが、大きく描かれている爽やかな緑林のインパクトもさることながら、日陰と日向の色合いや画面全体の淡い感じなどの光の表現がきれいな作品でした。あと、画面中央奥にふたりの人物が小さく描かれていることで、風景にちょっとした躍動感というか風通しの良さみたいなものが感じられたのもよかったです。

他の日本画や洋画・写真も、作品のモチーフが、家で育てているお花、同級生の友達等々、思わず発表者の方のことを想像したくなるような素敵な視点の作品が多かったように思います。

写真に残して後から見返したいと思った作品がけっこうあったのですが、いいな～、と思った作品にかぎって撮影禁止の文字……！

後から見返せないのは残念でしたが、思っていたよりずっと面白い展覧会でした。

もともと、文化フォーラム春日井に併設されている図書館には時々訪れていたため、このような催しがあること自体は知っていたのですが、去年まではなんとなく素通りしていました。今年は思い切って入ってみてよかったです。

無料経営相談実施中！！！！

三上税理士法人では、税務担当者とは別に代表三上努による経営相談を実施しております。

10月開催スケジュール(要予約)

- 10月16日(水) 午後1時より5時まで
- 10月23日(水) 午前10時より12時まで
- 10月24日(木) 午後6時より8時まで

ご予約電話番号 **0120-974-830**



三上税理士法人

- 本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階
TEL:0568-36-2022 / FAX:0568-36-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info